

地域子育て支援拠点事業運営候補団体の公募の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第64号）第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）について、富坂・本富士・駒込地区において拠点事業の運営を実施しているが、大塚地区の運営候補団体について、以下のとおり公募を行う。

1 募集の内容

(1) 募集团体

令和5年度までに大塚地区において拠点事業を開始する団体。ただし、実施場所は既存の「子育てひろば」から概ね500m以上離れた場所とし、団体選定後、区と協議の上決定する。

(2) 実施団体の構成要件

ア 区内に住所を有すること。

イ 地域の子育て支援を充実させていくことに関する相当の知識及び熱意を有すること。

ウ 地域の住民、町内会、商店街及び子育て関連施設等と連携し、地域に密着した活動が可能であること。

エ 政治若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。

オ 拠点事業を概ね5年以上継続させる意思があること。

(3) 拠点事業の実施内容

ア 子育て世帯の交流の場の提供及び交流の促進事業

イ 子育て等に関する相談及び援助事業

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

オ 拠点施設を、文京区社会福祉協議会が区の委託を受けて実施するファミリー・サポート・センター事業の活動の場とする取組

カ 拠点施設を協議会が認定した子育てサポーターの活動の場とする取組

(4) 開設日数・時間

原則として週3日以上かつ1日5時間以上とする。

2 募集のスケジュール

令和4年4月10日	募集内容の公表（区報・区ホームページ掲載）
5月13日	募集説明会
5月中旬～下旬	提出書類受付期間
6月下旬～7月下旬	候補団体選定
令和4年8月～	実施場所の検討・決定
	開設に向けた整備・運営開始

3 参考

- こまびよのおうち（駒込地区） 平成29年5月22日開設
- こそだて応援 まちぷら（本富士地区） 平成30年10月1日開設
- さきちゃんち petit（富坂地区） 令和2年3月26日開設